

令和4年第2回野田市議会定例会報告

(教育総務課)

1 会期 令和4年6月10日（金）から6月29日（木）
一般質問6月20日（月）から22日（水）

2 市長の市政一般報告について

市政一般報告（教育関係及び関連事項の抜粋）

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について
- ② 事業者等に対する支援について
- ③ ネーミングライツについて
- ④ 鈴木貫太郎記念館の再建について
- ⑤ 生物多様性自然再生事業について
- ⑥ 総合教育会議について
- ⑦ 野田幼稚園の3年保育導入と市内幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進について
- ⑧ 健康スポーツ文化都市宣言について
- ⑨ 学校のトイレの洋式化について
- ⑩ 成人式について
- ⑪ 物価高騰に伴う学校給食等への支援について
- ⑫ 児童虐待再発防止の取組について
- ⑬ 檻のホールの中央監視装置の更新について
- ⑭ 寄附について

3 提出議案について

- 報告第2号 令和3年度野田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第7号 令和4年度野田市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第8号 令和4年度野田市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 野田市立岩木小学校トイレ改修工事請負契約の締結について
- 議案第11号 野田市立七光台小学校トイレ改修工事請負契約の締結について
- 議案第12号 令和4年度野田市一般会計補正予算（第4号）

4 一般質問について

別紙のとおり

【市政一般報告（抜粋）】

令和4年第2回野田市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず始めに、今回の市議会議員選挙において当選されました議員の皆様に敬意を表するとともに、今後のご活躍をお祈り申し上げる次第でございます。

開会に当たりまして、先の定例会以降に動きのあった主な施策や事業についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種の状況について申し上げます。

令和4年3月21日に、国が千葉県を含む18都道府県のまん延防止等重点措置を解除し、その後1カ月間、市内の新規感染者数は、若い世代を中心に、一日平均50人台で推移しておりましたが、オミクロン株の特徴やワクチンの接種状況に加え、市内医療機関において医療提供体制のひっ迫という状況ないこと等を勘案し、先の新型コロナウイルス対策本部会議において、市主催事業や公共施設の利用等をこれまでの基本的な感染対策を継続した上で、一部の制限を除き、新型コロナウイルス感染拡大前の状態に戻すことを基本的な対応方針として決定いたしました。

5月の大型連休明けは、新規感染者が一時的に増える時期もありましたが、下旬に向かい減少傾向が続き、5月1カ月間の新規感染者数は一日平均21.9人となり、4月1カ月間の一日平均49.1人を下回っていることから、引き続き、感染状況を注視しつつ、安全・安心を確保しながら、この方針を継続してまいりたいと考えております。

今後の感染再拡大を防いでいくためには、一人一人の感染防止対策の継続が重要になりますので、市民の皆様には、引き続き、基本的な感染対策を実践していただくようお願いしてまいります。

なお、マスク着用についてですが、これから暑くなってくると熱中症のリスクが大幅に増加しますので、マスクの着用については、状況に応じた着用をお願いいたします。

す。例えば、熱中症のリスクが高まる状況では屋内外問わずマスクを外すようお願いいたします。

ワクチン接種につきましては、2月から3回目接種を開始し、5月31日現在、65歳以上の高齢者の方は、接種者数が43,276人で、接種率93.8%、65歳未満の方は、接種者数が52,725人で、接種率64.9%となっており、市全体の対象者では、接種者数が96,001人で、接種率75.4%となっております。

また、4回目接種につきましては、3月25日付で国から発出された通知により、4回目接種の速やかな開始に向け、各医療機関に対して6月からの接種開始に協力をお願いするなど準備を進めておりましたが、急遽、4月28日付で、国から重症化予防を目的に3回目接種から5カ月が経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象として、5月下旬を目途に前倒しして4回目接種を開始するよう示されたところであります。本市の接種状況として、6月から4回目接種ができる対象者約2千人の大半は、高齢者施設の入所者等であり、医療機関での予約数はさほど多くないと想定されたため、6月中は小張総合病院、キッコーマン総合病院及び野田病院の3病院のほか、集団接種を実施することとし、7月以降は対象者が約3万人に増えることから、個別接種にご協力いただける医療機関による個別接種及び集団接種にて4回目接種を実施することを、5月10日に開催された医師会理事会の場においてご了解いただきました。

今後、3回目接種の接種時期に応じて段階的に4回目の接種券を発送いたしますが、6月から接種可能な対象者には、既に5月25日に接種券の発送を行っており、6月1日から予約受付を開始し、6月4日から接種を開始いたしました。

なお、基礎疾患を有する方につきましては、初回接種時に申請のあった方については接種時期に応じて接種券を発送し、それ以外の方には基礎疾患を有する旨の申請に基づいて接種券を発送いたします。

引き続き、医療機関と連携しながら、ワクチン接種を希望する全ての市民に対し、速やかに接種ができるよう体制を整えてまいります。

次に、先の議会以降の動きや新たに決定した支援策等について申し上げます。

国が実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、新型コロナウィルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに

生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の給付を行うもので、令和4年2月9日から受付を開始し、5月末現在の給付件数は1万4,251件となっております。

なお、この給付金は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として対象者が拡大され、これまでに同給付金の支給を受けていない令和4年度住民税非課税世帯が追加されたことから、新たに対象となった世帯に8月中旬から支給を開始できるよう準備を進めており、必要な経費を今議会の補正予算に計上させていただいております。

さらに、国が低所得の子育て世帯を対象に実施する、子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯のほか、児童手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯のうち住民税非課税世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給するもので、現在準備を進めています。なお、この給付金に必要な経費を計上した補正予算については、6月中に支給を開始するため、議会初日に先議をお願いしたいと考えております。

次に、事業者等に対する支援について申し上げます。

市内個人事業者等に対する協力金につきましては、申請期間を3月31日まで延長して対応しており、最終的な支給実績は3,193件で、支給総額3億1,930万円となっております。また、市内飲食店等に対する感染防止対策補助金につきましても、申請期間を3月31日まで延長して対応しており、最終的な支給実績は47件で、支給総額232万7,000円となっております。

経営支援対策給付金につきましては、中小企業信用保険法に基づく指定期間が令和4年9月30日まで延長されたことから、申請期限を令和4年10月31日まで再延長することといたしました。5月末現在、令和2年度からの通算の申請件数は864件となっております。

小規模事業者経営支援対策給付金につきましては、小規模事業者経営改善資金貸付制度要綱が改正され、対象となる資金の借入れの申込期限が令和4年6月30日まで延長されたことから、申請期限を令和4年7月29日まで再延長することといたしました。5月末現在、令和2年度からの通算の申請件数は171件となっております。

その他市独自の支援策について申し上げます。

水道料金の基本料金全額免除につきましては、令和2年度、3年度と2カ月分の基本料金の全額免除を実施しましたが、4年度は原油価格、物価高騰等の影響を受けている市民の経済的な負担を軽減するため更に2カ月分追加し、7月から10月検針分までの4カ月分の水道料金の基本料金を全額免除することで、現在準備を進めております。

指定ごみ袋無料引換券の追加配付につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、今後も家庭からのごみ排出量の増加が見込まれることから、令和2年度、3年度に引き続き、各世帯に指定ごみ袋10枚分の無料引換券を追加配付することといたしました。引換はがきの発送を9月上旬に予定しており、必要な経費について今議会の補正予算に計上させていただいております。

また、小中学校の校外学習等で使用するバスの借上費用補助につきましては、若い世代に感染者が多い状況であることを踏まえ、校外学習等で使用するバスの乗車定員を半分にする制限を継続したことで、民間バスの借上げが必要となった小中学校に対し、昨年度に引き続き、増台分の借上費用等を補助することといたしました。現時点での事業費は約2,400万円を見込んでおりますが、6月分までは予備費を活用させていただき、7月以降の補助金については、今議会の補正予算に計上させていただいております。

そのほか、人的な支援といたしまして、感染者の健康観察等で業務がひっ迫していた保健所からの要請を受け、1月24日以降、平日に職員2人を保健所へ派遣しておりましたが、まん延防止等重点措置の解除に伴い、3月25日をもって終了といたしました。今後は、感染状況等の推移を見守りつつ、状況に応じて保健所と協議してまいります。

市内のイベントのうち、主なまつりにつきましては、感染リスクが懸念されることから、野田みこしパレードは中止が、野田夏まつり躍り七夕及び野田市関宿まつり花火大会は次年度への延期がそれぞれ実行委員会等で決定されました。

ネーミングライツについて申し上げます。

3月1日から3月31日までの間、児童センターなど8施設に係るネーミングライツパートナーを公募したところ、4施設について法人5者から応募を頂きました。ネ

ーミングライツパートナー選定委員会による審査を経て、児童センターはキッコーマン株式会社、文化会館は野田ガス株式会社、関宿総合公園は毎日興業株式会社、中央の杜は学校法人東京理科大学をそれぞれネーミングライツパートナー候補者として選定いたしました。4施設を合わせたネーミングライツ料は、5年間の総額で3,250万円のご提案を頂いております。現在、最終的な契約の締結に向けて協議を行っているところであり、8月1日からの愛称の使用開始に向けて、準備を進めてまいります。

鈴木貫太郎記念館の再建について申し上げます。

3月議会市政一般報告におきまして、地元関係者に対し、改めて、関宿あおぞら広場への集乳所の移転について説明したいと申し上げました。しかし、記念館と集乳所の建設地の考え方については、市も含めた関係者それぞれの、これまでの歴史や経緯に基づく考え方があり、それぞれ尊重すべきものであります。したがいまして、記念館建設候補地決定に当たって、最も重視すべきは、地元関係者の理解を得るという原点に立ち返り、集乳所を同広場へ移転し、集乳所跡に記念館を再建するという現在の方針に必ずしもとらわれない形で、改めて、地元関係者との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

生物多様性自然再生事業について申し上げます。

「生物多様性のだ戦略」につきましては、5月13日に第6回目の市民会議を対面とWEBを併用して開催し、自然環境調査の結果として、市内13地点における動植物の現状及び江川地区の歴史的な経緯における自然との関わり、さらに、調査結果から見える課題を報告いたしました。

また、生物多様性の取組のシンボルであるコウノトリの飼育・放鳥につきましては、今年も他施設で飼育されているペアの卵を野田市の飼育ペアに預け、5月12日に1羽のヒナが誕生しました。無事に巣立ちまで進めば、今年も幼鳥の放鳥を行いたいと考えております。

なお、平成26年に誕生した「ミライ」は、ソフトリリースによる放鳥ができなかった場合に、ハードリリースとして放鳥するための馴化訓練を目的として、兵庫県立コウノトリの郷公園に預けておりますが、この度、同時に進めていたペアリングが成

功し、2羽のヒナが誕生したという報告を受けました。

総合教育会議について申し上げます。

総合教育会議につきましては、2月に開催された行政改革推進委員会において「野田市行政改革大綱の一部見直し」の答申を頂きましたので、今年度から事務局を市政推進室に置いた上で、4月27日に第1回目の会議を開催し、（仮称）健康スポーツ文化都市宣言、公立幼稚園の在り方などを議題に教育委員会と闇達な意見交換を行うことができました。また、5月30日に開催した第2回では、教育委員会からGIGAスクール構想の推進について、現在の取組状況と今後の課題などの説明を受け、野田市の教育行政の課題と目指す姿を教育委員会と改めて共有することができました。

今後も、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を担保しつつ、野田市の未来を担う「野田っ子」たちのために、より一層教育委員会と連携して、教育振興に取り組んでまいります。

野田幼稚園の3年保育導入と市内幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進について申し上げます。

先ほど申し上げました総合教育会議で、教育委員会から、近年増加している発達上の支援を要する園児の受皿を担っている野田幼稚園の3年保育を今年10月から開始するとともに、インクルーシブ教育を推進していくためにも、私立幼稚園にも、支援を必要とする園児を受け入れるための職員の加配補助制度の導入を検討してほしいとの要望を頂きました。

市としても、私立幼稚園を含め一丸となり、インクルーシブ教育を進めていくことが重要であることから、今年10月の野田幼稚園の3年保育開始に合わせ、私立幼稚園にも支援を要する園児を受け入れるために加配した職員の人事費等の補助制度を創設するとともに、令和5年度を目途に、市長部局が幼稚園を所管している教育委員会の事務を補助する形で、窓口を一本化し、就学前の子どもたちが一貫した教育・保育を受けることができるよう組織の見直しを進めてまいります。

健康スポーツ文化都市宣言について申し上げます。

私が市政運営で目指している「元気で明るい家庭を築ける野田市」の実現には、市民が健康であることが基本であり、心身の健康を保つためには、全てのライフステージに合った健康づくりを継続的に行っていくことが重要な役割を担っていると考えております。

なお、先の定例会において、スポーツを通した人づくり、街づくりの推進に加え、多くの方が取り組んでいる文化活動を取り入れ、スポーツ文化都市宣言をしたい旨を申し上げております。このことから、都市宣言には、市政運営の基本として考えている市民の健康づくりについても取り入れ、健康スポーツ文化都市宣言とすることで準備を進めているところです。

都市宣言につきましては、市民の皆様にご理解をいただいた上で実施することが重要であることから、4月27日に開催された総合教育会議において、文化振興を所管する教育委員会の生涯学習審議会と市長部局のスポーツ推進審議会の合同での審議を行うことについてご意見をいただき、7月に開催する合同審議会で諮問し、審議をしていただくことといたしました。

議員の皆様には、9月議会の告示後に日程調整の上、都市宣言の素案についてご意見を伺いたいと考えております。また、パブリック・コメント手続を経て、合同審議会から答申を頂いた後の議会において議決を頂けるよう進めてまいります。

なお、都市宣言に関連する野田市スポーツ推進計画につきましては、今年度が現行計画の最終年度となることから、令和5年度から9年度までを計画期間とする第3次計画を策定するため、3月に開催しました野田市スポーツ推進審議会に諮問をさせていただきました。第2次計画に位置付けた事業の評価検証や課題などについて審議していただきしており、今後は健康スポーツ文化都市宣言に関する取組などを盛り込んだ計画案を策定し、パブリック・コメント手続を経て、来年2月頃に答申を頂く予定となっております。

学校のトイレの洋式化について申し上げます。

小中学校のトイレの洋式化につきましては、教師用を除く児童生徒用トイレの洋式化率100%を目指し、計画的に実施しております。

今年度は、岩木小学校、七光台小学校、東部小学校、柳沢小学校及び山崎小学校の

5校を予定しており、6月末から改修工事を行うことで準備を進めています。工事期間中は、学校運営に支障がないよう努めるとともに、児童の安全確保に十分に配慮しながら工事を進めてまいります。

なお、岩木小学校及び七光台小学校につきましては、工事請負契約の締結について、追加議案として提出させていただく予定でございます。

成人式について申し上げます。

成人式の名称や開催時期につきましては、4月23日に開催した野田市20歳をお祝いする会実行委員会で協議していただいた結果、名称を「野田市成人式～二十歳の集い～」とすることが決定されました。

また、開催時期につきましては、従来どおり1月の成人の日に集合形式で行うこととし、新型コロナウィルス感染症の拡大状況によっては、開催方法をオンラインによる動画配信とともに併せて決定されました。

物価高騰に伴う学校給食等への支援について申し上げます。

学校給食で使用する食材等につきましては、コロナ禍の影響等により、昨年度末から仕入価格が上昇しており、学校現場では献立を工夫し給食の栄養バランスの維持に努めていますが、今後も食材等の価格上昇が続くと、これまでどおりの提供が厳しくなることが見込まれます。また、保育所等や福祉施設の給食についても、同様の状況が考えられることから現在調査を進めしており、給食の質を維持するため、食材等の物価高騰分の負担に新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとし、保護者等の負担軽減などを図ってまいります。

そのため、学校給食等への支援に必要な経費を今議会の最終日に補正予算案を追加議案として提出させていただきたいと考えております。

児童虐待再発防止の取組について申し上げます。

児童虐待再発防止対策として作成する野田市独自の児童虐待防止対応マニュアルにつきましては、令和4年3月に警察編及び母子保健編を策定し、既に策定した児童相談所編、学校編及び保育所・幼稚園・学童保育所編と合わせて、関係機関とのマニュ

アル全てが完成いたしました。現在、各マニュアルに基づき、関係機関と連携しておりますが、マニュアルの運用に当たり修正や加筆等の必要がある場合は、隨時見直しを図りながら対応しております。

子ども家庭総合支援課の体制につきましては、昨年度まで児童虐待の初動・集中支援及びDV対応を行う支援一係と継続支援及び子ども家庭総合支援拠点業務を行う支援二係の2係体制で対応してまいりましたが、今年度からは組織の見直しに伴い、保健センターの子ども支援室で行ってきた相談業務を子ども家庭総合支援課に統合し、新たに設置した支援三係において全ての子ども・家庭の相談に対応しております。相談から支援までの関係機関の連携強化を図るとともに、子ども・家庭に関する相談窓口の一本化により、市民に分かりやすい体制といたしました。

なお、保健センター子ども支援室は、子どもの発達相談室に名称を変更し、ことば相談室、こだま学園及びあさひ育成園を所管する、発達に特化した相談支援部門となっております。

櫻のホールの中央監視装置の更新について申し上げます。

櫻のホールの空調設備や電気設備等の運転状態の管理及び火災等の緊急時の空調設備等の制御を行っている中央監視装置は、平成10年に整備して以来約24年の長期にわたり使用し続けております。当該装置は、令和4年3月の点検において、部品劣化による機器の不良が指摘されました。メーカーによる修理部品の供給は平成29年に終了しており、部品交換での対応ができないことから、当該監視装置の後継機器への更新を行おうとするもので、今議会の補正予算に計上させていただいております。

なお、半導体の供給不足が続いていることから、早急に契約、発注し部品を確保する必要があるため、議会初日に先議をお願いしたいと考えております。

寄附について申し上げます。

鈴木貫太郎記念館再建基金指定寄附金として、東京都文京区 鈴木 道子 様から100万円を頂きました。

鈴木貫太郎記念館再建基金指定寄附金として、東京都中央区日本橋蛎殻町1丁目37番12号 株式会社C4C 代表取締役 亀山 強 様から100万円を頂きました。

木間ヶ瀬小学校の陸上部用品として、野田市木間ヶ瀬 3772 番地 株式会社関宿急便 代表取締役 鶴岡 等 様から学校名入りユニホーム 20 着、20 万円相当を頂きました。

小学校 3、4 年生への交通安全啓発物資として、野田市宮崎 147 番地の 4 一般社団法人野田交通安全協会 様から自転車教本 2,441 冊並びに通学路の交通安全指導用として、一般社団法人野田交通安全協会 様及び野田市金杉 2318 番地 株式会社ショウ・コーポレーション 野田自動車教習所 様から横断旗 180 本、20 万円相当を頂きました。

第二中学校ほか中学校 7 校に生理の貧困対策として、野田市上花輪 1265 番地の 2 あずきお弁当プロジェクト代表 木村 美枝 様から生理用品及びトイレ内配備用備品 50 万円相当を頂きました。

小中学校及び不登校児施設の衛生環境維持のための消耗品として、野田市桐ヶ作 18 番地 公益財団法人上原教育振興財団 代表理事 上原 廉裕 様から、アルコール消毒スプレー 10 本入り 32 箱、32 万円相当を頂きました。

ご寄附につきましては、改めて御礼申し上げます。

一般質問について（概要）

◎ 木名瀬 宣人議員

《質問の要旨》

2 小中学校における金融教育について

- ① 小中学校における金融教育の現状について
- ② 小中学校における金融教育の課題について
- ③ 金融教育の指導者育成について

《答弁》

2 小中学校における金融教育について

① 小中学校における金融教育の現状については、① 家庭科の授業において金融教育の分野が学習指導要領に定められ、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から、高等学校ではこの4月から、授業で金融教育について学習することとなっている。金融教育は、体系的に学習することが求められていることから、高等学校での学習に向けて、小学校・中学校での積み重ねや一貫性のある指導が必要となっている。まず、小学校では、金銭の計画的な使い方について学ぶ。こづかいなど児童が扱うことの考えられる金銭について、その活用の計画や貯蓄の必要性、無駄遣いの抑制などの理解が求められている。次に、中学校では、計画的な金銭管理の必要性について学ぶ。収支のバランスを図るために、生活に必要な物資・サービスについての金銭の流れを把握し、計画的な金銭管理の必要性について理解が求められている。高等学校では、家計管理について、収支バランスの重要性とともに、リスク管理も踏まえた家計管理の基本について理解できることが求められている。このように、小・中・高と、それぞれの発達段階に応じた学習を通して、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送るために、金融に関する基本的な仕組みや考え方を身に付けていく学習を、学習指導要領に沿って行っている。

②③小中学校における金融教育の課題については、「小中学校における金融教育の課題」と「金融教育の指導者育成」については、選挙年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、学校教育では、児童生徒一人一人に社会で求められる資質及び能力を育み、生涯にわたって探求を深める未来の作り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となってきている。現在、学校では家庭

科の授業の中で金融教育を行っているが、市内小学校では、柏税務署が開催する「租税教室」を6年生対象に行っており、令和3年度は17校の小学校が受講している。このように、税金のある世界・ない世界を比較したり、税金の種類や集め方などの講義を聞いたりして、税について詳しく学ぶような学習は行っているが、さらに進んだ金融教育に関する特別なプログラムを計画・実施するまでには至っていず、今後の課題として捉えている。また、金融教育を実施する上で、生徒にとって理解が難しいことや教える側の専門知識の不足、学習が用語や制度の解説中心で、実生活とつながらない点なども課題として挙げられる。しかし、現実には電子マネーやインターネットバンキングが普及し、キャッシュレス化が急速に進むなど、児童・生徒にとって実感のないお金のやりとりが身近になってきている。このような状況の中、お金や金融の様々なはたらきを理解し、それらを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やより良い社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養うことは大変重要であり、教職員の研修も改めて行っていく必要がある。具体的には、校内授業研究会や野田市教育研究会の教科部会の場で研修を行い、教職員が金融教育についての知識・理解を深めたり、話し合いや実践授業を行う等して金融教育の指導力の向上を図っていく。また、消費者生活センター等の各種団体と協力し、出前授業の活用や教職員向けセミナー等の励行により、教職員や子どもたちの金融教育への理解を深めていけるよう取り組んでいきたい。

◎ 染谷 信一議員

《質問の要旨》

2 危険な通学路について

- ① 野田市の対策必要箇所、対策済箇所、完了率について
- ② 危険な通学路解消に取り組む方針及び課題、見通しについて

《答弁》

2 危険な通学路について

- ① 野田市の対策必要箇所、対策済箇所、完了率については、昨年度、野田市通学路交通安全プログラムに則って実施した、交通安全や防犯の観点による「通学

路総点検」及び八街市での事故を受けて実施した「通学路緊急一斉点検」では、改善要望箇所は161箇所で、その内、対策済み箇所は102箇所となっており、完了率は約63%となる。しかし、ここで言う完了率には、改善要望箇所に対して、簡易的な道路の補修工事や注意喚起の看板設置など、応急的な対策を講じ、安全確保に向けた抜本的な対策まで至っていない箇所も含まれる。

- ② 危険な通学路解消に取り組む方針及び課題、見直しについては、本市では毎年、危険な通学路解消に向け、野田市通学路交通安全プログラムに則って通学路総点検を実施しており、児童生徒の安全確保に向けて対策を進めている。通学路総点検とは、市内小中学校から通学路における改善要望箇所の報告を受け、指導課主催のもと、関係各所と調整会議を行い、改善に向けて対策を講じていく。昨年度も本プログラムに基づき、野田警察署交通課をはじめ、東葛飾土木事務所野田出張所、市民生活課、防災安全課、管理課、道路建設課などの関係機関と教育委員会指導課が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全対策を推進してきた。今年度も例年と同様に通学路総点検を実施しており、各学校から改善要望箇所を取りまとめ、7月末に関係各所と調整会議を開催する予定で進めている。課題としては、地権者との協議が必要などの理由で、早急な対応が難しく、対策に時間がかかるような箇所もある。例えば、北部小学校付近墓地前の歩道は現在は未整備であるが、歩道拡幅について、権利者と用地交渉を進め、墓地前の花壇を撤去することで、歩道拡幅の内諾を得られた。これに伴い6月議会に歩道設置工事のための補正予算を上程している。このような長期的な対応が必要な箇所は、抜本的な対策を行うまでの代案として、看板やグリーンベルトの設置など、比較的早急にできる対策を実施し、安全対策を図るとともに、今後も通学路の安全確保に向け、本質的な解決方法について関係各所と検討し、児童生徒が安心して登下校できるよう努めていく。

◎ 小室 美恵子議員

《質問の要旨》

4 小学校及び中学校の校則の見直しについて

- ① 令和3年6月に文部科学省から通達のあった「校則の見直し等に関する取組事例について」を参考に校則の見直しを行った小学校及び中学校はあったのかを

伺う

- ② 見直しを行った学校の取り組みの手法は、どのような例があるかをお聞きする
《答弁》

4 小学校及び中学校の校則の見直しについて

- ① 令和3年6月に文部科学省から通達のあった「校則の見直し等に関する取組事例について」を参考に校則の見直しを行った小学校及び中学校はあったのかを伺うについては、令和3年度は、5校の中学校で、国からの通達等を参考にしてアンケート調査を実施したり、校内の委員会活動の中で話し合ったりして生徒たちの声をもとに、「学校の決まり」や「学校生活の約束ごと」などの呼び方をされている、いわゆる校則について見直しを実施した。なお、小学校では、国からの通達を参考にして、校則を見直した学校はない。
- ② 見直しを行った学校の取り組みの手法は、どのような例があるかをお聞きするについては、② 中学校では、校則を見直す場合、生徒や保護者からの要望を受け、まず生徒指導部会で、次に職員会議で検討する。校則の意義などを明確にした上で、生徒の自治に任せるべきものについては、生徒たちによる学級活動、委員会活動、さらに生徒総会を経て、校則の見直し、変更という手順になるのが通例である。小学校では、一般的に職員会議で校則の見直しを決定する。国からの通達を受けて、昨年度から今年度にかけて、全校生徒にアンケート調査を実施した学校が2校（岩名中、木間ヶ瀬中）、委員会等で代表生徒による話し合いを行った学校が2校（北部中、二川中）であった。さらに、教職員、PTA代表、生徒会役員それぞれで見直しについて話し合いを行い、令和4年度の生徒総会で校則を変更した学校（南部中）が1校あった。今後も、昨今の社会情勢や時代の進展、国からの通達等を鑑み、児童生徒が話し合う機会を設けたり、アンケート調査を実施したりするなどして、これまで以上に児童生徒の主体性を培う視点を持った取り組みにより、学校の決まりや学校生活の約束ごとの見直しが適切に図られるよう学校へ指導していく。

◎ 栗原 基起議員

《質問の要旨》

3 文化芸術振興について

- ① 文化芸術の振興における市の見解について
- ② アーティストバンクの設置について

《答弁》

3 文化芸術振興について

- ① 文化芸術の振興における市の見解については、国では、文化芸術に関して、議員立法により平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が制定され、地方においてもその地域の特性に応じた文化・芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとされた。その後、平成29年6月の改正により、名称が「文化芸術基本法」に変更されるとともに、文化芸術の多様な価値を生かして、関連分野の施策とも連携を図り、「文化芸術立国」を目指すとして、各地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画の策定が地方公共団体の努力義務とされた。これを受け、千葉県においては、平成30年10月に「千葉県文化芸術の振興に関する条例」を制定し、本年3月に「千葉県文化芸術推進基本計画」を策定した。市としては、文化芸術基本法の制定以前から、文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活にゆとりや活気をもたらすとともに、新たな課題に挑戦する人間の創造力の源となり、そして、郷土への誇りや愛着を深めるよりどころになるものと考え、文化を創造するのは一人一人の市民であるという認識に立ち、その自主的な活動を促進することを基本に、個人、団体を問わず、学習、交流、表現という3大ニーズに対応するため、環境整備及び事業の実施に努めてきた。市政一般報告でも申し上げたが、本市では、『健康スポーツ文化都市宣言』を行う予定で進めており、今後、音楽、美術、写真、演劇及び舞踊等に限らず、本市の伝統文化や芸能についても推進し、個性豊かなまちづくりを進めしていく。
- ② アーティストバンクの設置については、アーティストバンクは、地域で活動するアーティストの情報をまとめ、広く市民に紹介するものであり、市民がイベントを企画する際など、アーティストバンクの登録情報を活用して直接依頼先を探すことが可能となるものである。また、アーティストにおいても文化芸術

に関わる人材のネットワークづくりや、アーティスト自らが外に出て地域の中で活動することは、大変重要なことと考えている。昨今の新型コロナウイルスの感染拡大により、外出自粛が要請された時期には、全国各地で音楽コンサート、演劇などのイベントの中止が相次ぎ、多くのアーティストやイベントを支えるスタッフの方々が生活困窮に追い込まれ、文化の衰退を危惧する声があがった。このような状況を鑑みても、地域で活動するアーティストを支援するために、アーティストバンクは有効なものになり得るとも考えている。アーティストバンクの設置は、県内では、千葉市、市川市、船橋市などが行っており、全国的には、東京都板橋区、北海道小樽市、大阪府堺市などが、地域にゆかりの文化芸術団体やアーティストの登録制度を構築している。千葉市や市川市では、財団法人が実施主体となっていることからアマチュアをはじめプロフェッショナルの個人、団体の方が、市民からの依頼により有料で公演に応じることができるようになっているが、船橋市では、教育委員会が実施主体であり、市内の学校にアーティストを派遣するための制度であることから、営利を目的とするものは対象外となっている。また、大阪府堺市では、新進のアーティストのみを登録の対象とし、新進アーティストの発表及び活動の場を提供して、育成を図ろうとする動きもある。このように制度の目的により内容は変わるが、アーティストの発掘や支援を行う上では、非常に有効な制度であるので、本市で実施する場合の課題や問題点を整理したいと考えている。

◎ 谷口 早苗議員

《質問の要旨》

2 学校部活動の地域移行について

- ① 学校部活動の地域移行に対する市の考え方を伺う
- ② どのように地域人材を確保するのか伺う
- ③ どのように学校と地域人材との連携、引継ぎをするのか伺う
- ④ 貧困家庭への格差対策をどう考えるか伺う
- ⑤ 指導者のいじめ、体罰、勝利至上、ハラスメントへのコンプライアンス対策が必要となると考えるが、その考えを伺う

《答弁》

2 学校部活動の地域移行について

- ① 学校部活動の地域移行に対する市の考え方を伺うについては、文部科学省では学校の働き方改革も考慮した部活動改革を検討し、将来的には学校部活動から地域部活動への転換をすすめていくこととした。またスポーツ庁からは公立中学校の運動部活動の目指す姿が示され、具体的には、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とすること、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標時期とし、実施することなどが挙げられた。しかしながら、大きな構想、方向性は示されているが、課題等もあり、地域移行する際の財源や人材の確保、法規の整備、国の支援など、不透明な部分が多いのが現状である。また3年間が移行期間とされているが、提言は地域の実情に応じて進める必要があるとされている。野田市においては、平成20年度からはじまつた学校支援地域本部事業において、地域の方による部活動支援のシステムを実施している。国では、今後文化庁の提言等もまとめられる動きとなっているが、野田市としては、当面は現在の部活動支援を継続しつつ、国の動向を注視していきたいと考えている。国がすすめる学校部活動の地域移行については、いくつかの課題もある。部活動が地域に完全移行すると、部活動は学校の管理下ではなくなる。地域と学校の情報共有が欠けてしまうと、部活動で起きた出来事を学校が知ることができない。例えば、休日の練習中、生徒同士にトラブルがあった場合などについての情報が入ってこないと、担任の教員をはじめとして学校は何も知らずに月曜日の指導を行うことにもなりかねないという状況も生まれる。今までの学校部活動がもたらしていた教育効果は大きく、生徒指導面や学校教育の目的である人格形成の役割も担ってきた。地域移行をすすめていくにあたり、学校部活動、地域部活動のそれぞれの教育的効果、役割を見極めながらすすめていく必要がある。
- ② どのように地域人材を確保するのか伺うについては、学校支援地域本部事業の一環として、地域人材を活用した部活動支援を行っており、昨年度は市内11校、10の部活動で、のべ23人の地域人材が部活動支援に携わった。これらの地域人材活用に加え、現在、野田市は6校6つの部活動に部活動指導員を雇用している。部活動指導員は、学校教育法施行規則に規定されたもので、部活動の技術指導に加えて、大会引率、部活動の管理運営、指導計画の作成等も行

うことができる。また、市ではスポーツ自己推薦で採用した職員がいることから、このようなスポーツに長けた地域人材を活用していくことも考えられる。今後、部活動を地域移行していく際には、現在、雇用している部活動指導員や市の職員に加えて、学校支援地域本部事業で関わっていただいた地域人材の方々にも声をかけ、人材確保に努めたい。

- ③ どのように学校と地域人材との連携、引継ぎをするのか伺うについては、児童生徒が自主的にスポーツ・文化活動に取り組み、体力や技能の向上を目指す活動機会を保障する観点から、連携は必要不可欠である。野田市では、学校支援地域本部事業に取り組んでおり、学校と地域とを結ぶ役割として地域教育コーディネーターを雇用し、連携に努めてきた。今後も地域教育コーディネーターを媒介として学校と地域との連携に努め、他の自治体の事例などについても参考にし、学校と地域がより一層協働・融合した部活動の具体的な実現方法を検討していく。
- ④ 貧困家庭への格差対策をどう考えるか伺うについては、実施主体がスポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム等、様々なスポーツ団体となれば、地域スポーツに支払う会費や保険料等が保護者にとって大きな負担となる恐れがある。そのため、部活動の地域移行が進んだ後も、会費等を必要としないこれまでのような学校部活動も格差対策として必要であると考えるが、野田市としてどのような対策が可能なかも含め、国の動向を注視しながら今後検討していく。
- ⑤ 指導者のいじめ、体罰、勝利至上、ハラスマントへのコンプライアンス対策が必要となると考えるが、その考えを伺うについては、先ほどから申し上げている通り、学校との連携や生徒指導等をふまえず、技術向上のみを目的とした部活動では、指導者からの暴言・暴力、科学的根拠にもとづかない長時間トレーニング、行きすぎた勝利至上主義等の課題が出てくることが予想される。議員ご指摘の通り、指導者のコンプライアンス対策が必要不可欠であり、特に心身の発達途上にある児童生徒を指導するには、練習が過度な負担とならないようになるとともに、児童生徒の安全の確保や、指導者のコンプライアンスを無視した行為などの根絶が強く求められる。このため、部活動指導者への十分な研修を行うことや、望ましい部活動運営を進めていくために必要な規準を設ける

など、統一した対応が必要になる。いずれにしても、すべての児童生徒が安心して参加できるような部活動運営が大前提になる。現在、部活地域移行に際して、国では指導者の資質・能力を向上させるとともに、生徒やジュニアアスリートの人権の尊重も重視する専門資格を取得させようとする取組も始まっている。子ども達が、将来にわたりスポーツ・文化活動に継続して親しむためには、指導者の育成と学校と部活動指導者との密接な連携が必要である。教育委員会としましても、単に部活動を学校から切り離すということではなく、児童生徒の望ましい成長を保障できるよう、国の動向を注視しながら地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備できるよう努めていく。

◎ 河井 哲弥議員

《質問の要旨》

2 千葉県立関宿城博物館について

① 県から市への移譲の進行状況と野田市の見解について

《答弁》

2 千葉県立関宿城博物館について

① 県から市への移譲の進行状況については、千葉県では、平成 28 年 2 月に「千葉県公共施設等総合管理計画」が策定され、施設の総量縮減、適正配置を推進することとし、同 7 月には、新たな「公の施設の見直し方針」が決定され、博物館・美術館は、現状の分散型の施設配置を見直し、機能の集約化、個々の施設への指定管理者制度の導入、地元市町への移譲の可能性を検討することが示された。これを受け、千葉県教育委員会は、平成 29 年度に県の生涯学習審議会へ「県立博物館・美術館の今後の在り方」について諮問した。本市は、令和元年度に千葉県教育委員会から関宿城博物館の地元での利活用の可能性について意見照会があった際、「関宿城博物館は地元のシンボルであり、今後、博物館以外の機能も付加する等により地域振興に有効に活用できる可能性がある。しかし、仮に移譲を受ける場合は、無償での譲渡や県負担による職員の派遣だけでなく、移譲後 30 年は大規模改修を要しないよう、県の負担により施設を改修してもらうことが必要である。」と回答した。その後、県は、県の生涯学習審議会の答申を受けて令和 2 年 9 月に策定した「千葉県立博物館の今後の在

り方」で、県立中央博物館への機能集約と強化を進める一方、関宿城博物館について「施設は築 24 年を経過し、一部設備で不具合が見られるものの、これまでの実績や地域における役割等に鑑み、引き続き地域振興、観光振興等の面でも活用できる可能性が高く、地元市からも同趣旨の意向が示されていることから、地元市における有効活用に向けた協議を進める。」と明記した。その後の、県から本市への移譲に係る働きかけについては、これまでに県から本市の意見への対応策などの具体的な提案や協議の申出はなく、進捗はない。移譲に関する野田市の見解については、令和元年度に県へ回答した意見に変更はない。関宿城博物館は、平成 7 年に「河川とそれにかかる産業」をテーマとして設置され、旧関宿城をモデルとした城郭型博物館として関宿藩の歴史なども紹介している。同館は、地震災害時の避難所となるほか、観光目的の利用があること、野田市関宿商工会が主体となって行う「関宿城さくらまつり」での武者行列などのイベントが行われていることから、地域のシンボルとして、地域の活性化のために有効に活用できる可能性があると考えている。一方で、県からの移譲を受ける場合には、維持管理のための費用や、将来にわたる施設の改修費用が大きな課題となることにも変わりはない。今後、県から移譲にかかる具体的な協議が持ちかけられると考えられるが、できるだけ本市の費用負担が掛からずに、本市の地域振興、地域活性化に資する方策を見いだせるよう取り組む。

◎ 庄司 真生議員

《質問の要旨》

3 熱中症対策について

① 児童生徒のマスク着用について

《答弁》

3 熱中症対策について

① 児童生徒のマスク着用については、児童生徒のマスク着用については、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとしつつ、マスクの着用が必要ない場面として、具体的に次の 3 点が示されている。1 点目は、十分な身体的距離が確保できる場合であ

る。2点目は、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日、つまり熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合である。3点目は、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時の場合である。このことを踏まえ、教育委員会としても、感染症対策として、基本的にはマスク着用を推奨しているが、県のガイドラインや通知文を市内小中学校及び幼稚園に周知するとともに、教育委員会としてもガイドラインや保護者向けの文書を作成し、マスクの着用が必要ない場面について周知している。各学校においては、状況に応じて教師が児童生徒にマスクを外しても良いことを積極的に呼びかけている。中には自らの判断でマスクを外さない児童生徒もいるため、そのような場合は、熱中症とならないようよく観察し、顔色等によっては、マスクを外すよう促している。

このような中、6月3日には、兵庫県尼崎市でマスクを着用して体育大会の練習をしていた生徒22人が熱中症とみられる症状で病院に搬送された事例が発生したが、本市においては、5月中旬から下旬にかけて行われた運動会等を含め、熱中症による緊急搬送は、現在のところ報告はない。また、6月10日には、国から「夏季における児童生徒のマスクの着用について」の通知があり、この通知には、基本的な感染症対策は引き続き徹底するとした上で、先に示したマスクの着用が不要な場面においては、改めて適切に対応することというものである。改めて留意するポイントとして、①熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、児童生徒に対してその危険性を適切に指導とともに、保護者等に対しても理解・協力を求めること、②体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること、③その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気の徹底、運動部活動については、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組などを検討することとしている。特に②では、「熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導する」と明記され、マスクを外すことに関して、これまでよりも一步踏み込んだ指導内容となっており、その旨を小中学校及び幼稚園に周知している。なお、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要となるが、その場合にも熱中症対策を適切に講じること

とが不可欠となることから、この通知を徹底するよう指導していく。なお、保育所については、国の通知に基づき、4歳、5歳児クラスの子どもにはマスクの着用をお願いし、2歳、3歳児クラスについては、個々の発達の状況や体調等を踏まえ、可能な範囲で着用をお願いしている。2歳未満の子どもについては、着用を奨めていない。4歳、5歳児クラスの子どもについても、屋外の鬼ごっこなど密にならない遊び等、身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ないこととしている。気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、室内でもマスクを外している。また、子どもがマスク着用によって息苦しくなっていないかについて、保育士等が十分注意しながら観察し、子どもの調子が悪い場合などはマスクを外させる等の対応をしている。今後も国の通知及びマニュアルを基に、野田市新型コロナウイルス対策本部会議において、市としての対応を協議した上で、子ども達の健康と安全に十分配慮したきめ細やかな教育・保育活動を行っていく。

◎ 川崎 貴志議員

《質問の要旨》

1 野田市内の小中学校での教職員数について

- ① 小中学校における担任教諭の配置状況について教えてください
- ② 市として考えている職員が不足しているときの対策について教えてください

《答弁》

1 野田市内の小中学校での教職員数について

- ① 小中学校における担任教諭の配置状況については、令和3年12月議会でも答弁したとおり、教諭等の出産休暇や育児休業、療養休暇、看護休暇等の取得や休職、年度途中の退職が生じた場合などに、本来であれば代替の講師が配置されるところだが、近年、県教育委員会に登録している講師が不足している状況があり未配置となる学校がある。今年度の未配置の状況は、6月1日現在で小学校が12校15名、中学校が4校4名の計19名となっている。内訳として、小学校の担任が7名、少人数指導や通級指導等の担当教員が8名、中学校の担任に未配置はないが、教科指導等の担当教員が4名となっている。令和3年度末時点での未配置は、小学校で11名、中学校で4名の計15名であったので、

現時点で昨年度の未配置数を上回っている状況である。今後、産育休や療養休暇等を取得する教職員が出ることが見込まれるため、さらに未配置数が増えることが予想される。なお、このような状況は、野田市に限ったことではなく、東葛6市で100名を超える教員の未配置があると聞いている。このことを受け、今年4月には、東葛6市の教育長の連名で県教育委員会教育長宛てて要望書を提出した。学級担任が未配置となった場合、主に担任を持たない教務主任や少人数指導等の担当教員が学級に入り、代替講師が配置されるまで一時的に担任業務を行なっている。なお、4月から7月末までに、小学校担任が1名、通級指導担当が1名、中学校教科指導担当が1名の計3名の講師が配置となり、若干であるが、未配置の状況が改善された。

- ② 市として考えている職員が不足しているときの対策については、県の教育委員会に対し、講師の配置について強く要望を続けるとともに、野田市独自に講師を発掘している。現在でも講師の未配置を解消するため、市独自で採用しているサポートティーチャーや児童生徒支援員の中で教員免許状を所有している方、また、65歳を超えて退職された元教諭等に声掛けをして、代替講師としての要件を満たす職員を県の講師として任用替えをし、学校に配置している。また、本人の事情により、フルタイムでの任用が難しい場合には、短時間の非常勤講師としての任用を県に要望している。しかしながら、全ての未配置の解消には至ってない。講師の募集については、募集案内を市内小中学校の保護者に配付をしたり、県教育委員会では講師を直接募集する登録会の回数を昨年度より増やしたりするなどしている。一人でも多く教職員を配置できるよう、今後も県に強く要望するとともに、市独自の講師の発掘の取組をこれまで以上に進めていく。

◎ 小林 裕子議員

《質問の要旨》

3 小・中学校図書館司書の現状と課題について

- ① 小・中学校の図書館司書配置の状況について伺います
② 小・中学校の図書館司書を配置される場合の課題について伺います

《答弁》

3 小・中学校図書館司書の現状と課題について

- ① 小・中学校の図書館司書配置の状況について伺いますについては、今年度から名称を「学校図書館支援員」として、週3日で5時間、年間132日という勤務形態で、読書習慣を早いうちから身につけることを目的に、学校からの配置要望や図書ボランティアの育成が必要な学校などを選定し、小学校20校中14校で、7名を配置している。配置している7名の学校図書館支援員は、1名で2校を兼務し、週3日のうち1校で2日間、残り1校を1日勤務としている。なお、未配置の小学校6校及び中学校については、司書教諭や図書担当教諭、地域教育コーディネーターを中心に、ボランティアの皆様にご協力いただきながら、地域と連携し、学校図書館を運営している。
- ② 小・中学校の図書館司書を配置される場合の課題について伺いますについては、文部科学省の「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」においても、令和4年度からの5年間で、学校図書館図書標準の達成と、図書の更新、新聞の配備及び学校司書の配置拡充など、学校図書館の更なる整備充実が掲げられている。学校図書館の更なる整備充実については、教育委員会としても、昨年度からのGIGAスクール構想の推進とあわせ、重点的に取り組んでいかなければいけない課題として認識しており、蔵書数の充実を図るほか、各学校における図書館運営の課題を把握するため、本年5月25日から小中学校31校の学校訪問を実施している。具体的には、指導課職員と興風図書館の司書が、図書の配架状況など、学校図書館の現状を確認するとともに、教職員やボランティアに、困りごとや運営上の問題点などの聞き取りを行っており、その上で、「学校司書に図書や資料を提供いただき助かっている」など、学校司書の配置への意見もある。教育委員会としても、学校図書館は、児童生徒の想像力と、学習に対する興味・関心等を呼び起こす読書指導の場でなければならず、学校司書の配置拡充は重要な課題であると考えているが、学校司書の配置には、その専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境を整備するとともに、教職員の負担軽減もあわせた支援が必要と考えている。学校訪問を行う中、地域教育コーディネーターやボランティアが中心になり運営している学校、ボランティアの担い手が少ない学校など、その環境もそれぞれであり、抱えている課題が異なることが分かった。教育委員会としては、学校司書の配

置を拡充するだけでは、学校図書館の充実は図れないと考えている。そこで、専門的な知識を有している興風図書館の役割が重要であることから、今年度、興風図書館を中心に、学校と連携し、教職員などに選書や廃棄などの研修を実施するとともに、ボランティアの人材発掘を進めるため、ボランティア養成講座を開催するなど、学校、教育委員会、地域教育コーディネーターやボランティアと協力しながら、その環境整備に取り組み、引き続き、学校図書館の整備充実を図りたい。

◎ 邑楽 等議員

《質問の要旨》

1 鈴木貫太郎記念館の整備について

① 鈴木貫太郎記念館の整備の方向性について

《答弁》

1 鈴木貫太郎記念館の整備について

① 鈴木貫太郎記念館の整備の方向性については、市政一般報告で申し上げたとおり、鈴木貫太郎記念館の建設候補地の決定に当たり、最も重視すべきは地元関係者の理解を得ることであり、これまでの市の方針に必ずしもとらわれない形で、改めて地元関係者との話し合いを進めてまいりたいと考えている。次に、議員提案の、関宿公民館との複合施設の建設については、関宿公民館は、鉄筋コンクリート造で昭和 58 年 4 月に建築され、建築後 39 年が経過しているものの、新耐震基準は満たしている。市内の公民館 10 館のうち 4 番目に古い建物である。最も古いものが昭和 49 年 5 月に建築された関宿中央公民館、次に同年 9 月建築の中央公民館、3 番目が昭和 58 年 3 月建築の福田公民館である。各公民館は、いずれも経年による劣化が進んでいるが、令和 3 年 3 月に策定した野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づき、引き続き日常点検等による保全に努め、機能を維持し、長寿命化を図っていくものとしている。公民館のほかにも、学校施設の老朽化にも対応していかなければならない。したがって、現在のところ関宿公民館を建替えることは難しいと考えている。また、現在の鈴木貫太郎記念館の建設の際に、全国の各界から幅広く協賛をいただきしており、再建に当たっても、国や県、政財界へ支援を働きかけていく。新しい記念館は、

貫太郎翁の業績を顕彰するとともに地域の観光振興のための施設として全国から来館者が訪れる施設にしたいと考えている。一方、公民館は地域の住民のための施設である。鈴木貫太郎記念館を公民館との複合施設としてしまうと、全国に向けて情報発信をしたい記念館のイメージが薄れ、全国から再建への支援をしていただく戦略上、マイナスになることから、鈴木貫太郎記念館と関宿公民館を複合施設として建設することは難しいと考えている。

◎ 内田 陽一議員

《質問の要旨》

1 通学路安全マップについて

① 通学路安全マップの作成状況と課題について、お聞きいたします

5 歴史を活かす施策について

① 市内の指定文化財の現状と課題について、お聞きいたします

② 文化財などの伝承について、お聞きいたします

《答弁》

1 通学路安全マップについて

① 通学路安全マップの作成状況と課題については、安全マップは通学路内の危険個所を学校・児童生徒・地域・家庭が共有し、安全に登下校できることを目的として学校が作成しているものである。このマップは前年度から引き継いだ情報や、年度始めに教職員が通学路を点検して得た情報、さらには保護者や地域から寄せられた情報を集約し、「交通量が多い」「大型車が通る、停めてある」など交通面の視点に加え、「人気がすくない」などの防犯上の視点も含めて、年度始めに作成する。マップは教育委員会でも回収し、各校の通学路の安全面の状況を把握し、指導助言に活用している。学校がこれらのマップを作成する上で得た情報や、その後の通学路総点検で実際に改善が必要と判断した「危険個所」について、教育委員会が個別に報告を受け、7月に関係部署を招聘して開催する「通学路安全会議」にて諮り、対応策を検討している。昨年度実施した通学路総点検及び通学路緊急一斉点検においてあげられた改善要望箇所は161箇所。この中には長期的な対策を要する箇所もあるが、ほとんどの箇所については、道、路標示やグリーンベルトの引き直し、注意喚起看板の設置、警

察による見回りの実施などの対策を既にとっている。通学路安全マップ作成上の課題については安全マップについては、道路整備や新たな建造物の建築など、通学路の状況は変化し続いているので、この変化に常に対応していく必要があることである。よって、例年のマップをそのまま使用するのではなく、毎年度見直しを行い、年度始めに教職員が、通学路の変化や「危険個所」などについて、丁寧に抽出をして地図を更新している。ただ、教職員のみでは全ての情報を網羅することができないため、地域・保護者、または実際に通学路を歩く子どもたちの意見をこれまで以上に反映させていくことも重要だと考える。一方で、危険個所として何度も挙げられながらも、地権者との協議が難航するなどし、改善が図られていない箇所があることが課題として挙げられるが、昨年度、このような場所についても警察、自治会、地権者、学校などに呼び掛け、関係者で実地検分の上、協議を行い、情報共有を図ったところである。今後ともこのような対応を続けることで、子どもたちが安全に登下校できるよう通学路の安全対策に取り組んでいく。

5 歴史を活かす施策について

- ① 市内の指定文化財の現状と課題については、関宿地域の文化資源としては、関宿城、鈴木貫太郎翁、関根金次郎十三世名人に関するものが特徴的なものとしてあげられるが、ほかにも、地域の人々の営みの中で形成された文化や歴史的構築物などが数多く存在している。これらの文化財については、これまでにも調査を実施し現状を把握したうえで、文化財保護審議会に諮り、必要な保護対策を図ってきた。一例として、市内の神社寺院にある絵馬や奉納額などが、建て替えなどによって廃棄されるおそれがあるため、教育委員会と市内の歴史サークル（地方史懇話会）と合同で調査を実施し、その結果、関宿地域では 44 箇所、467 点の資料について記録作成を行ない、平成 25 年度の郷土博物館の特別展図録に資料目録を掲載し、市民や研究者の利用に供した。このほか、平成 22 年度には関宿台町の天王祭礼を市指定無形民俗文化財に指定、令和元年度には桐ヶ作の上原家住宅の書院、土蔵、石倉、表門が国の有形文化財に登録された。現在、関宿地域については、指定文化財として、県有形文化財 2 件、市史跡 1 件、有形文化財 1 件、無形民俗文化財 3 件、国登録有形文化財 4 件がある。一方で、課題としては、住民の高齢化や社会全般の生活様式の変化に伴

う地域のまつりや郷土芸能などの担い手不足の問題があげられる。これまでも、地域の方々の意向を伺い、専門分野の方に指導を仰ぎながら、補助金なども活用し、必要な用具の購入や後継者育成の機会について支援を行なってきたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一層厳しい状況になっていると聞いている。このほか、指定文化財などについては、市で解説看板を設置し、周知をしているが、中には設置から年数が経ち、老朽化したものもあるため、状況をリスト化し順次修復を進めている。現在、市では、地域における文化財の保存・活用の推進等の指針となる「野田市文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んでいる。今後、関宿地域についても、この計画に基づき、地域の人々の文化財を含む歴史資料に対する認識を醸成するとともに、計画策定によって得られる補助金等も活用して、歴史文化をいかした文化財の一体的な保存と活用につなげていく。

- ② 文化財などの伝承については、地域で大切に守り伝えられた歴史資源を、次世代につなげていくことは、非常に重要と考えている。そのための取り掛かりとして、日本を終戦に導いた内閣総理大臣鈴木貫太郎について、市内の小学6年生を対象とした出前授業を実施し、貫太郎翁の生涯や人柄、野田市とのつながりや、関宿地域での酪農推奨の経緯などを学んでもらうきっかけづくりをしている。また、関宿中学校において歴史資料の調べ方についての授業や、関宿地域の公民館において歴史講座などを行い、地元の歴史に興味を持ってもらい、新たな資料の発見や地域の歴史資料の保存につながるよう努めている。
- さらに、市内の郷土芸能に広く触れる機会の提供として、毎年「野田市民俗芸能のつどい」を開催している。これは、市内の民俗芸能保存団体と、団体から指導を受ける市内の小中学生の発表の場となっており、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかつたが、それ以前の令和元年には、6団体と小中学校6校が出演している。このほか、子どもたちに地元の伝統文化に接してもらう機会として、今年度は、市内の小学校を対象とした踊りや和太鼓などの指導委託事業を実施する予定である。これらの活動を通じ、今後とも伝統文化の継承と振興に努めていく。